

○厚生労働省告示第四百四十七号

次に掲げる組換えDNA技術によって得られた生物のうち果実については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第二百七十号）第1A第二款に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十三年十二月一日

厚生労働大臣 小宮山洋子

組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

品種又は品目	名 称	申 請 者
パパイヤ	パパイヤリングスポットウイルス抵抗性パパイヤ55-1 系統	ハワイパパイヤ産業 協会